

## 郡山市就職学生支援事業における地方就職支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、若者の福島県内の企業への就職を支援するため、東京圏内の大学（東京都内に本部を有するものに限る。）（以下「対象大学」という。）に在学する者で、福島県内への就職及び本市への移住を希望するものに対し、予算の範囲内で地方就職支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県のうち、条件不利地域（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により振興山村として指定された地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地域又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。）以外の地域をいう。

(2) 移住 福島県外の市区町村から住民票の異動を伴い本市に転入し、主たる生活拠点を構えることをいう。

(支援金の交付の対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、別表に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(支援金の交付の対象経費)

第4条 支援金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、採用選考に要した経費であって、次の各号に掲げる経費とする。ただし、内定先企業から交通費又は宿泊費の支払いを受けた場合は、当該経費を対象経費から除くものとする。

(1) 対象大学の卒業年度（以下「卒業年度」という。）の6月1日以降の採用選考に要した往復の交通費（別表の就業に関する要件の部に掲げる要件のいずれにも該当する内定先企業の採用選考のために利用した公共交通機関の経費に限る。）

(2) 前号の採用選考において、福島県内の宿泊施設に宿泊した場合の宿泊費

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、支援対象者1人当たり16,000円を限度とする。ただし、前条の宿泊費に係る支援金の額は、8,000円を限度とする。

(支援金の交付の対象期間)

第6条 支援金の交付の対象となる期間は、卒業年度の6月1日から同年度の2月20日（その日が郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日前において最も近い市の休日でない日。次条において同じ。）までとする。

(支援金の交付の申請)

第7条 支援金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、卒業年度の2月20日までに、規則第20条の2の規定に基づき、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に代えて地方就職支援金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 内定証明書（第2号様式）
- (2) 在学証明書（卒業学年である確認がとれるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に大学により加筆及び捺印（公印）されたもの。）
- (3) 免許証その他の写真付き身分証明書の写し
- (4) 採用選考に要した対象経費の領収書等（交通費及び宿泊費の内訳が明確なものに限る。）の写し
- (5) 移住元の住所を確認できる資料（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を合わせて提出）又は卒業年度の複数月の公共料金領収書等）の写し
- (6) 通帳、キャッシュカードその他の支援金の振込先が確認できるものの写し

2 前項に規定する支援金の交付の申請は、規則第4条の2第3項の規定により事業の実績に基づき精算額で行うものとする。

（軽微な変更の範囲）

第8条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更とする。

（支援金の交付の条件）

第9条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本支援事業に関する報告及び立入調査について、福島県知事及び市長から求められた場合には、それに応じること。
- (2) 本支援事業の実施に際して得た個人情報について、福島県知事及び市長が他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認することに同意すること。
- (3) 就業日から1年を経過する日までの就業の状況について、就業先である企業が発行する就業証明書により市長へ報告すること。

（支援金の額の確定）

第10条 市長は、第7条の規定による申請を受けた場合は、これを審査し、支援金を交付すべきものと認めるときは、交付すべき支援金の額を確定し、規則第20条の2に基づき、規則第15条第1項に規定する補助金等交付額確定通知書に代えて地方就職支援金交付決定兼確定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付決定の通知の再交付）

第11条 紛失等の理由により地方就職支援金交付決定兼確定通知書の再交付を必要とする者は、地方就職支援金交付決定兼確定通知書再交付願（第4号様式。以下「再交付願」という。）を市長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第12条 市長は、前条の規定による再交付願の提出を受けた場合は、これを審査し、適当と認めるときは、速やかに地方就職支援金交付決定兼確定通知書（

再交付) (第5号様式) により、申請者に交付する。

(返還請求)

第13条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして福島県知事及び市長が認めた場合はこの限りでない。

(1) 全額の返還

- ア 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合
- イ 申請日から1年以内に別表の就業に関する要件の部に掲げる要件のいずれにも該当する企業への就業を行わなかった場合
- ウ 申請日から1年以内に本市に転入しなかった場合
- エ 就業日から1年以内に別表の就業に関する要件の部に掲げる要件のいずれにも該当する企業を退職した場合(退職の日から3か月以内に福島県内の別の企業(別表の就業に関する要件の部に掲げる要件のいずれにも該当する企業に限る。)に就業する場合を除く。)
- オ 転入日から3年未満で本市から転出した場合

(2) 半額の返還

- 転入日から3年以上5年以内に本市から転出した場合

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

別表(第3条関係)

区 分		要件の内容
移住等に関する要件	移住元に関する要件	1 卒業年度において、対象大学に在学(原則学部4年生以上)し、当該大学を卒業する見込みであること。 2 卒業年度において、東京圏内に継続して在住していること。
	移住先に関する要件	1 福島県内に所在する企業に就職することが内定していること(卒業年度の6月1日以降に実施する採用選考(オンラインを除く。)に係る内定で、同年度の10月1日以降に出されるものに限る。) 2 卒業後に上記内定企業に就職し、本市に移住する意思を有していること。
就業に関する要件	就業先に関する要件	1 勤務地が福島県内に所在すること。 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第2項に規定す

		<p>る風俗営業者でないこと。</p> <p>3 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。</p> <p>4 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。</p> <p>5 申請者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等でないこと。</p>
	<p>就業条件等に関する要件</p>	<p>1 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。</p> <p>2 福島県内への勤務地限定型社員として採用予定であること。</p>
<p>支援対象者に関する要件</p>		<p>1 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。</p> <p>2 日本国籍を有する者であること又は外国籍を有する者であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有するものであること。</p> <p>3 福島県知事又は市長が支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。</p>

郡山市長 様

地方就職支援金交付申請書兼実績報告書

「郡山市就職学生支援事業における地方就職支援金交付要綱」に基づき、地方就職支援金の交付を申請します。

1 申請者欄（氏名は自署にて記載してください。）

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
在学大学・学部			

2 就職活動訪問先

訪問先 (面接場所)	企業名	
	所在地	
勤務予定地	上記訪問先と同じ ・ それ以外の場所 (それ以外の場所の場合、その所在地を記載してください。)	
面接・試験日	年 月 日	
内定日	年 月 日	

3-1 移動経路（往復）

移動日	公共交通機関 の名称	出発地	到着地	費用
		(バス停名・駅名・空港名など)		
計				(A) 円

3-2 宿泊先

宿泊日	宿泊施設の名称	宿泊施設所在地	費用
			(B) 円※

※宿泊費への補助は8,000円が上限です。8,000円を超える場合、「8,000円」と記載してください。

4 確認事項（該当する欄に○を付けてください。）

別紙1「地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「郡山市地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
転入日から5年を超えて継続して、郡山市に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
福島県が実施する「ふくしま移住希望者支援交通費補助金」の活用について （併給は認められません）		A. 活用していない		B. 活用している

※確認事項のB. に○を付けた場合は、地方就職支援金の支給対象となりません。

5 地方就職支援金交付申請額（申請する金額を記載してください。）

交通費 (A)		円	+	宿泊費 (B)	上限8,000円	円	=	合計額 (C)		円
申請額		円		合計額(C)が16,000円以下の場合 : 合計額(C)を記載 合計額(C)が16,000円を超える場合 : 16,000円と記載						

6 申請者の口座情報（下記欄に記載又は該当するものに○を付けてください。）

金融機関名		銀行 ・ 信用金庫 農協 ・ 信用組合
本・支店名		
口座種別	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

7 添付書類（以下の書類を添付してください。）

- (1) 内定証明書（第2号様式）
- (2) 在学証明書（卒業学年である確認がとれるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に大学により加筆及び捺印（公印）されたもの。）
- (3) 免許証その他の写真付き身分証明書の写し
- (4) 採用選考に要した対象経費の領収書等（交通費及び宿泊費の内訳が明確なものに限る。）の写し
- (5) 移住元の住所を確認できる資料（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を合わせて提出）、卒業年度の複数月の公共料金領収書等）の写し  
 ※契約者が別名義の場合、その関係性が確認できる書類の添付が必要です。  
 （契約者が親の場合：親子関係が確認できる戸籍や住民票の写しなど）
- (6) 通帳、キャッシュカードその他の支援金の振込先が確認できるものの写し

管理コード（福島県及び郡山市使用欄）	
--------------------	--

第1号様式別紙1（第7条関係）

地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 郡山市地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、福島県及び郡山市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、「郡山市就職学生支援事業における地方就職支援金交付要綱」に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。
  - （1）地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合：全額
  - （2）地方就職支援金の申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす企業への就業を行わなかった場合：全額
  - （3）地方就職支援金の申請日から1年以内に郡山市に転入しなかった場合：全額
  - （4）就業日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす企業を退職した場合（退職の日から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）：全額
  - （5）転入日から3年未満で郡山市から転出した場合：全額
  - （6）転入日から3年以上5年以内に郡山市から転出した場合：半額
- 3 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。

年 月 日

郡山市長 様

申請者住所

署名

第1号様式別紙2（第7条関係）

郡山市地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

福島県及び郡山市は、郡山市地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、福島県及び郡山市が定める個人情報保護条例その他の関係法の規定に基づき、適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、福島県及び郡山市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

年 月 日

郡山市長 様

申請者住所

署名

## 内定証明書

以下の者の採用を内定したことについて証明いたします。

## 1 内定者情報

フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日

## 2 採用活動情報

面接・試験日	年 月 日
実施場所	勤務予定地と同じ ・ それ以外の場所 それ以外の場所の場合、所在地を記載してください。
内定日	年 月 日
交通費・宿泊費支給額	複数回支給している場合は、総額ではなく上記面接・試験日の1日分について記載してください。支給していない場合は0を記載してください。 円 内訳：交通費 円・宿泊費 円

## 3 就業条件等

入社予定日	年 月 日
勤務予定地	所在地を記載してください。
就業先に関する要件※	該当する場合はチェックを付けてください。 <input type="checkbox"/> 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でない。
就業条件※	該当する場合はチェックを付けてください。 <input type="checkbox"/> 無期の雇用である。 <input type="checkbox"/> 1週間の所定労働時間が20時間以上である。
勤務地に関する特記事項※	該当する場合はチェックを付けてください。 <input type="checkbox"/> 転勤・出向・研修等による、市区町村間の住民票の異動が必要な勤務地の変更がない。 (勤務地限定型社員である、勤務地が1か所である 等)

※地方就職支援金の受給要件となる項目のため、チェックがない場合は対象外になります。

年 月 日

所在地

事業者名

代表者名

電話番号

担当者

印

(以下は、申請者が記載してください。)

上記内定を承諾し、地方就職支援金を申請いたします。

年 月 日

申請者住所

署名

（文書の記号）第 号  
年 月 日

様

郡山市長

地方就職支援金交付決定兼確定通知書

「郡山市就職学生支援事業における地方就職支援金交付要綱」の規定に基づき、以下のとおり地方就職支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

地方就職支援金 \_\_\_\_\_ 円

（備考）

- 1 郡山市は、「郡山市就職学生支援事業における地方就職支援金交付要綱」の規定に基づき、以下の場合には、地方就職支援金の全額又は半額の返還を請求します。
  - ・虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合：全額
  - ・申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす企業への就業を行わなかった場合：全額
  - ・申請日から1年以内に郡山市に転入しなかった場合：全額
  - ・就業日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす企業を退職した場合（退職の日から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く。）：全額
  - ・郡山市への転入日から3年未満で郡山市から転出した場合：全額
  - ・郡山市への転入日から3年以上5年以内に郡山市から転出した場合：半額
- 2 福島県及び郡山市は、「福島県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領」及び「郡山市就職学生支援事業における地方就職支援金交付要綱」の規定に基づき、郡山市地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

管理コード	
-------	--

第4号様式（第11条関係）

地方就職支援金交付決定兼確定通知書再交付願

年 月 日付で申請した地方就職支援金交付申請書兼実績報告書に係る  
地方就職支援金交付決定兼確定通知書について、下記の理由により、再交付くださる  
ようお願いいたします。

記

再交付の理由（※該当する番号に○を付けてください。）

1. 紛失
2. 破損
3. その他（ ）

年 月 日

郡山市長 様

申請者住所

署名

(文書の記号) 第 号  
年 月 日

様

郡山市長

地方就職支援金交付決定兼確定通知書 (再交付)

「郡山市就職学生支援事業における地方就職支援金交付要綱」の規定に基づき、以下のとおり地方就職支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

地方就職支援金 \_\_\_\_\_ 円

(備考)

- 1 郡山市は、「郡山市就職学生支援事業における地方就職支援金交付要綱」の規定に基づき、以下の場合には、地方就職支援金の全額又は半額の返還を請求します。
  - ・虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合：全額
  - ・申請日から 1 年以内に地方就職支援金の要件を満たす企業への就業を行わなかった場合：全額
  - ・申請日から 1 年以内に郡山市に転入しなかった場合：全額
  - ・就業日から 1 年以内に地方就職支援金の要件を満たす企業を退職した場合 (退職の日から 3 か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く。)：全額
  - ・郡山市への転入日から 3 年未満で郡山市から転出した場合：全額
  - ・郡山市への転入日から 3 年以上 5 年以内に郡山市から転出した場合：半額
- 2 福島県及び郡山市は、「福島県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領」及び「郡山市就職学生支援事業における地方就職支援金交付要綱」の規定に基づき、郡山市地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考 1 に定める返還請求を行う場合があります。

管理コード	
-------	--